

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	営繕工事監理業務委託特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	営繕工事監理業務委託特記仕様書のとおり

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	営繕工事監理業務委託特記仕様書のとおり
-------------------------------------	---------------------

設計又は工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】 :	
【資格】 :	建築士 【登録番号】 第 号
【氏名】 :	
【資格】 :	建築士 【登録番号】 第 号
(建築設備の設計に関し意見を聞く者)	
【氏名】 :	
【資格】 :	建築士 【登録番号】 第 号 設備士

※従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその氏名及び資格についても記載する。

※従事することとなる建築士すべての建築士免許証又は建築士免許証明書の写しを添付すること。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名 (法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)	

(注1) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

(注2) 第三者への再委託に係る事項については、営繕工事監理業務委託契約書第7条第2項に規定する承諾手続きにより実施する。